

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟県中越大震災により自ら居住していた住宅（宅地を含む）に被害を受けた者（以下「被災者」という。）が、被災住宅の復興のために必要な資金（以下「復興資金」という。）の借入を行う場合（被災者の親族が、被災者のために復興資金の借入を行う場合を含む）の負担を軽減することにより、被災地域の住宅復興を促進することを目的として、財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「基金」という。）が行う利子補給事業に関し、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（利子補給の対象者）

第2条 利子補給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被災者（法人を除く。以下同じ。）であって、県内において、自ら居住するための住宅の建設又は購入、若しくは補修をする者
- (2) 被災者の親族であって、県内において、当該被災者が居住するための住宅の建設又は購入、若しくは補修をする者

（利子補給の対象資金）

第3条 利子補給の対象となる復興資金は、対象者が借入をした次に掲げる条件のいずれにも該当する住宅金融公庫又は民間金融機関その他別紙1に定める者の住宅資金（基金が行う他の利子補給事業の対象となるものを除く。）であって、別表1に定める額（以下「上限額という。」）を上限とする。

- (1) 金銭消費貸借契約を締結した日が平成16年10月25日以降であること。
- (2) 最終資金交付日以降の第1回目の償還日が、平成22年1月31日以前であること。

（利子補給の期間）

第4条 利子補給期間は、復興資金に係る最終資金交付日以降の第1回目の償還日から5年間とする。ただし、第1回目の償還日が平成22年1月2日以降である場合は、平成26年12月31日を利子補給期間の終期とする。

（利子補給金の交付額）

第5条 利子補給金の交付額は、対象者が利子補給期間の初日（2回目以降の請求については、前回の請求期間の翌日）から第7条第1項に規定する請求書を提出する日の属する年の前年12月31日までに支払った復興資金に係る利子の総額（延滞金利子を除く）に、別表2に定める利子補給率を復興資金の利率で除して得た数を乗じて得た額に相当する額又は別表3により算定した額とする。

- 2 復興資金の借入額が上限額を超える場合の利子補給金の交付額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に上限額を借入額で除して得た数を乗じて得た額に相当する額とする。
- 3 第6条第5項及び第6項に規定する交付決定を受けた復興資金を対象に、市町村等から利子補給金が交付される場合、基金から交付される利子補給金の総額は、借入期間中の支払予定利子の総額から市町村等から交付される利子補給金の総額を控除した

額を限度とする。

- 4 前3項の規定による利子補給金の交付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給の申請及び通知)

- 第6条 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式（第2条第1号該当）又は別記第1号様式の2（第2条第2号該当））（以下「申請書」という。）を市町村を經由して財団法人中越大震災復興基金理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- 2 別表3により算定した額による利子補給を受けようとする者（以下「一括申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記第1号様式の3（第2条第1号該当）又は別記第1号様式の4（第2条第2号該当））（以下「一括申請書」という。）を市町村を經由して理事長に提出するものとする。
- 3 申請書及び一括申請書は、原則として復興資金に係る最終資金交付日から2か月以内に市町村に提出するものとする。
- 4 申請書及び一括申請書の提出は、一の住宅に係る借入において対象者が複数の場合は、当該対象者のうちいずれか一人が行うものとする。ただし、当該借入が複数ある場合で一の借入のみでは、上限額に満たない場合は、一の住宅について、上限額の範囲内で複数の申請を行うことができるものとする。
- 5 理事長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（別記第2号様式）により、市町村を經由して申請者に通知するものとする。
- 6 理事長は、一括申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式の2）により、市町村を經由して一括申請者に通知するものとする。
- 7 理事長は、前項の通知を行ったときは、交付決定者名簿（別記第3号様式）及び一括交付決定（確定）者名簿（別記第3号様式の2）を市町村に送付するものとする。

(利子補給金の請求等)

- 第7条 前条第5項の規定による利子補給の決定を受けた申請者（以下「補給決定者」という。）は、利子補給金の交付を受けようとするときは、交付請求書（兼実績報告書）（別記第4号様式）（以下「請求書」という。）を、前条第6項の規定による利子補給の決定を受けた一括申請者（以下「一括補給決定者」という。）は、利子補給金の交付を受けようとするときは、現況届（別記第4号様式の2）を市町村を經由して原則として毎年3月末日までに理事長に提出するものとする。ただし、平成26年中に支払った利子に係る利子補給金の請求書及び現況届については、平成27年2月末日までに市町村を經由して理事長に提出するものとする。
- 2 請求書には、金融機関が発行する前年12月末現在の融資残高に関する証明書を添付しなければならない。

(利子補給金の交付決定等)

- 第8条 理事長は、前条の規定による交付請求及び届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補給決定者に対しては利子補給金の交付を決定し、交付決定通知書（兼確定通知書）（別記第5号様式）を、一括補給決定者に対しては届出に係る交付額を交付通知書（別記第5号様式の2）により、市町村を經由して当該補給

決定者及び一括補給決定者にそれぞれ通知するとともに、利子補給金を交付するものとする。

- 2 理事長は、前項の通知を行ったときは、補給決定者については交付決定（確定）者名簿（別記第6号様式）を、一括補給決定者については交付者名簿（別記第6号様式の2）を市町村に送付するものとする。

（変更等の届出）

第9条 補給決定者及び一括補給決定者は、利子補給対象期間中に、金銭消費貸借契約を変更した場合は、変更届（別記第7号様式）により市町村を経由して理事長に届け出なければならない。

- 2 理事長は、前項の届出により第6条第5項の決定通知書及び同条第6項の決定兼確定通知書の内容に変更を生じたときは、変更決定通知書（別記第8号様式）により、市町村を経由して当該届出をした者に通知するものとする。

（補給決定者等の報告義務）

第10条 補給決定者及び一括補給決定者は、利子補給対象期間中に次の各号の一に該当する場合は、速やかに報告書（別記第9号様式）により市町村を経由して理事長に報告しなければならない。

- (1) 復興資金を全部繰上償還し、借り換えした場合
- (2) 復興資金の対象となる住宅の所有権を移転した場合（第2項に定める場合を除く）
- (3) 復興資金の対象となる住宅を自らの居住の用に供さなくなった場合（第2条第1号に該当する場合）
- (4) 復興資金の対象となる住宅を補給決定者の親族である被災者の居住の用に供さなくなった場合（第2条第2号に該当する場合）
- (5) 氏名を変更した場合

- 2 補給決定者及び一括補給決定者が、利子補給対象期間中に死亡した場合、相続人は速やかに文書により市町村を経由して理事長に報告しなければならない。

（利子補給の終了等）

第11条 理事長は、補給決定者及び一括補給決定者が、前条第1項第2号から第4号に該当する場合は、利子補給金を終了するものとする。ただし、前条第1項第3号又は第4号に該当する場所で、理事長がやむを得ないと認める場合は利子補給を継続することができるものとする。

- 2 理事長は、補給決定者及び一括補給決定者が、前条第2項に該当する場合は、その地位を承継した者に利子補給を行うものとする。

（交付決定の取り消し）

第12条 理事長は、補給決定者及び一括補給決定者が次の各号の一に該当するときは、当該交付決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき
- (2) 借入金又は利子補給金を目的外に使用したとき
- (3) その他理事長の指示等に従わなかったとき

- 2 理事長は、前条第1項により利子補給を終了した場合は、第6条第5項又は同条第6項による交付決定を取り消すものとする。
- 3 理事長は、第1項の取り消しの決定を行った場合は、利子補給金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、前項の取り消しの決定を行った場合は、利子補給金終了通知書兼交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、市町村を經由して補給決定者及び一括補給決定者に通知するものとする。

（利子補給金の返還）

- 第12条の2 理事長は、前条の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（延滞金）

- 第13条 補給決定者及び一括補給決定者は、前条の規定により利子補給金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

（利子補給の申請の特例）

- 第14条 補給決定者のうち、平成20年12月24日以降に第6条第2項の規定による利子補給を受けようとする場合は、利子補給金補給方法変更届（別記第10号様式）を提出することができるものとする。その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式の2）により通知し、一括申請者として取り扱う。

（その他）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行し、平成16年10月23日に遡って適用する。
- 2 この要綱の施行前に、既に市町村から復興資金に係る利子補給金の交付を受けている場合は、基金は、当該交付済の金額については、交付対象から除外する。
- 3 この要綱の施行前に、既に復興資金に係る金銭消費貸借契約を締結している場合は、第6条第1項に定める申請書及び第7条第1項に定める請求書の提出は、別に定める期日までに行うものとする。

附 則

- この要綱は、平成17年6月29日から施行し、平成16年10月23日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 29 日から施行し、平成 16 年 10 月 23 日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 31 日から施行し、平成 16 年 10 月 23 日に遡って適用する。

附 則

- 1 平成 16 年に支払った利子がある場合の第 7 条第 1 項に規定する請求書の提出は、平成 17 年分と併せて行うことができるものとし、この場合における第 5 条第 1 項に規定する利子補給の算定期間は、利子補給期間の初日から平成 17 年 12 月 31 日までとする。
- 2 この要綱は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 16 日から施行し、平成 16 年 10 月 23 日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年 10 月 23 日に遡って適用する。
- 2 要綱第 3 条に規定する「住宅金融公庫」は、平成 19 年 4 月 1 日以降に金銭消費貸借契約を締結した場合は、「独立行政法人住宅金融支援機構」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 25 日から施行する。

別紙 1（第 3 条関係）

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (2) 地方公務員共済組合、その他貸付事業を行う団体
- (3) 事業所等（融資制度について明文の規定があるものに限る）

別表1（第3条関係）

区 分	金 額
住宅の建設・購入	1, 100万円
住宅の補修(宅地のみの補修を含む)	590万円

別表2（第5条関係）

区 分		補 給 率
申込者の 年収	給与収入のみの者 給与収入額が800万円以下の場合 給与以外の収入がある者 合計所得金額が600万円以下の場合	1.9%
	給与収入のみの者 給与収入額が800万円超の場合 給与以外の収入がある者 合計所得金額が600万円超の場合	1.0%

注1 「年収」の判定は、復興資金に係る金銭消費貸借契約を締結した年の前年の収入（1月から5月までの間に金銭消費貸借契約を締結した場合にあっては、前々年の収入）により行うものとし、当該収入が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の市町村長が発行する所得証明書に記載された金額とする。

ただし、平成17年12月31日までに金銭消費貸借契約を締結した場合は、「復興資金に係る金銭消費貸借契約を締結した年の前年の収入（1月から5月までの間に金銭消費貸借契約を締結した場合にあっては、前々年の収入）」を「被災前年の収入」に読み替えることができる。

注2 補給率は、借入利率が補給率を下回る場合は、借入利率を限度とする。

別表 3

下表の 1 により算定した額（ただし、第 6 条第 2 項の交付申請を行った資金に対し、市町村等から補助金が交付される場合において、下表 1 により算定した額が、下表 2 により算定した額を上回る場合は、下表 2 により算定した額）を一括交付決定及び額の確定を行う。

1	$(A) \times \frac{\text{別表 2 に定める率}}{\text{②の金利}} \times \frac{\text{補助対象借入額}}{\text{借入金額}}$ <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【Aの算出方法】 当初借入額を次の①から④の条件により償還した場合の第 1 回から第 60 回（③により算出した償還回数が 60 回に満たない場合は、最終回）までの利子額</p> <p>①償還方法 元利均等毎月償還</p> <p>②金利(※) 最終資金交付日現在の金利</p> <p>③償還回数 第 1 回目の償還日の属する月から最終償還日の属する月までの月数</p> <p>④毎月の償還額及び利子額の計算方法</p> <p>(ア) 毎月償還額 = (当初借入額) × $\frac{(\text{金利}/100) / 12}{1 - \{1 + (\text{金利}/100) / 12\}^{-\text{償還回数}}}$</p> <p>(イ) 上記のうち利子額 = (毎月の償還日直前の融資残高) × (金利/100) / 12</p>
2	借入期間中の支払予定利子の総額－市町村等から交付される補助金の総額

※ 交付決定後、最終資金交付日現在の金利を上回る金利の変更があった場合は、その変更分について追加申請を認める。

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長 様

申請者 (〒 -)
住 所 _____
電話番号 () - () - () _____
ふりがな
氏 名 _____ 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付申請書

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第3条第1項の規定に基づき、利子補給金の交付を申請します。

- 1 被災住宅の所在地 _____
- 2 被災住宅の復興方法 建設 ・ 購入 ・ 補修
- 3 復興住宅の所在地 _____

申請回数	第 回目（注）
金 額	

注) 一住宅について限度額の範囲内で複数の申請を行う場合のみ記入してください。
 ※同時に2件申請する場合も、いずれか一方に2回目と記入してください。
 ※2回目以降の申請に係る補助対象借入額は、別表1に規定する限度額から先に行
 った申請に係る補助対象借入額を差し引いた金額となります。

添付書類
裏面に記載

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
030010		

(裏)

添付書類

- 1 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- 2 償還予定表の写し
- 3 市町村長が発行するり災証明書の写し
- 4 金銭消費貸借契約を締結した年の前年（1月から5月までの間に金銭消費貸借契約を締結した場合にあっては、前々年）の市町村長が発行する所得に係る証明書
- 5 工事請負契約書又売買契約書等の写し（次に該当する場合）
 - ①借入金の目的が住宅及びその関連費用であることが上記1の契約書で確認できない場合
 - ②上記1の契約金額に被災前の住宅債務の借り換え分が含まれる場合
 - ③住宅金融公庫又は民間金融機関以外からの借入である場合

別記第1号様式の2（親族が居住する住宅の場合）（第6条第1項関係）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

申請者 (〒 -)

住所

電話番号 () - () - ()

ふりがな

氏名 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付申請書

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第3条第1項の規定に基づき、利子補給金の交付を申請します。

1 被災住宅の所在地 _____

2 被災住宅の復興方法 建設 ・ 購入 ・ 補修

3 復興住宅の所在地 _____

4 被災者の入居に関する申告欄 ※対象住宅に入居する親族（代表1名）が記入すること

私は、上記3の復興住宅に平成 年 月 日から入居しています（する予定です）。	
ふりがな 氏名	
現住所	
電話番号	() - () - ()
申請者との続柄	1 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 その他 ()

申請回数	第 回目（注）
金額	

注) 一住宅について限度額の範囲内で複数の申請を行う場合のみ記入してください。

※同時に2件申請する場合も、いずれか一方に2回目と記入してください。

※2回目以降の申請に係る補助対象借入額は、別表1に規定する限度額から先に行った申請に係る補助対象借入額を差し引いた金額となります。

添付書類
裏面に記載

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
030010		

(裏)

添付書類

- 1 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- 2 償還予定表の写し
- 3 市町村長が発行するり災証明書の写し
- 4 金銭消費貸借契約を締結した年の前年（1月から5月までの間に金銭消費貸借契約を締結した場合にあっては、前々年）の市町村長が発行する所得に係る証明書
- 5 工事請負契約書又売買契約書等の写し（次に該当する場合）
 - ①借入金の目的が住宅及びその関連費用であることが上記1の契約書で確認できない場合
 - ②上記1の契約金額に被災前の住宅債務の借り換え分が含まれる場合
 - ③住宅金融公庫又は民間金融機関以外からの借入である場合

別記第1号様式の3（第6条第2項関係）

（表）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長 様

申請者 (〒 -)
住 所 _____
電話番号 () - () - () _____
氏 名 _____ 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付申請書兼実績報告書兼請求書

下記のとおり利子補給金の交付を受けたいので、被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請し、実績を報告します。
なお、併せて、同交付要綱第5条の規定により算定した利子補給金の交付を請求します。

記

- 1 被災住宅の所在地 _____
- 2 被災住宅の復興方法 建設 ・ 購入 ・ 補修
- 3 復興住宅の所在地 _____

¥ _____ (注1)

申請回数	第 回目 (注2)
金 額	

注1) 決定金額欄（申請者記入不要）

注2) 一住宅について限度額の範囲内で複数の申請を行う場合のみ記入してください。
※同時に2件申請する場合も、いずれか一方に2回目と記入してください。
※2回目以降の申請に係る補助対象借入額は、別表1に規定する限度額から先に行った申請に係る補助対象借入額を差し引いた金額となります。

添付書類
裏面に記載

..... (以下基金事務局記載欄、申請者記入不要)

事業番号	市町村	受付番号
030010		

別記第1号様式の3（第6条第2項関係）

（裏）

添付書類

- 1 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- 2 償還予定表の写し
- 3 市町村長が発行するり災証明書の写し
- 4 金銭消費貸借契約を締結した年の前年（1月から5月までの間に金銭消費貸借契約を締結した場合にあっては、前々年）の市町村長が発行する所得に係る証明書
- 5 工事請負契約書又は売買契約書等の写し（次に該当する場合）
 - ①借入金の目的が住宅及びその関連費用であることが上記1の契約書で確認できない場合
 - ②上記1の契約金額に被災前の住宅債務の借り換え分が含まれる場合
 - ③住宅金融支援機構又は民間金融機関以外からの借入である場合

別記第1号様式の4（親族が居住する住宅の場合）（第6条第2項関係）
（表）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長 様

申請者（〒 - ）
住 所 _____
電話番号（ ） - （ ） - （ ） _____
氏 名 _____ 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付申請書兼実績報告書兼請求書

下記のとおり標記利子補給金の交付を受けたいので、被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請し、実績を報告します。
なお、併せて、同交付要綱第5条の規定により算定した利子補給金の交付を請求します。

記

- 1 被災住宅の所在地 _____
- 2 被災住宅の復興方法 建設 ・ 購入 ・ 補修
- 3 復興住宅の所在地 _____

4 被災者の入居に関する申告欄 ※対象住宅に入居する親族（代表1名）が記入すること

私は、上記3の復興住宅に平成 年 月 日から入居しています（する予定です）。

氏 名 <small>ふりがな</small>	
現住所	
電話番号	（ ） - （ ） - （ ）
申請者との続柄	1 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 その他（ ）

¥ _____ (注1)

申請回数	第 回目 (注2)
金 額	

注1) 決定金額欄（申請者記入不要）

注2 一住宅について限度額の範囲内で複数の申請を行う場合のみ記入してください。
※同時に2件申請する場合も、いずれか一方に2回目と記入してください。
※2回目以降の申請に係る補助対象借入額は、別表1に規定する限度額から先に行った申請に係る補助対象借入額を差し引いた金額となります。

添付書類
裏面に記載

..... (以下基金事務局記載欄、申請者記入不要)

事業番号	市町村	受付番号
030010		

別記第1号様式の4（親族が居住する住宅の場合）（第6条第2項関係）

（裏）

添付書類

- 1 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- 2 償還予定表の写し
- 3 被災住宅に係る市町村長が発行するり災証明書の写し
- 4 金銭消費貸借契約を締結した年の前年（1月から5月までの間に金銭消費貸借契約を締結した場合にあっては、前々年）の市町村長が発行する所得に係る証明書
- 5 工事請負契約書又は売買契約書等の写し（次に該当する場合）
 - ①借入金の目的が住宅及びその関連費用であることが上記1の契約書で確認できない場合
 - ②上記1の契約金額に被災前の住宅債務の借り換え分が含まれる場合
 - ③住宅金融支援機構又は民間金融機関以外からの借入である場合

第 年 月 日
平成

(〒 -)
住 所
(申請者名) 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付決定通知書

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第4条の規定に基づき、平成 年 月 日付けで申請のあった利子補給金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|----------------------|---|
| 1 | 利子補給決定番号 | 第 | 号 |
| 2 | 利子補給対象借入額 | 金 | 円 |
| 3 | 利子補給率 | | % |
| 4 | 利子補給期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | |

<お知らせ>

- 1 利子補給金の交付請求について
金融機関が発行する前年12月末現在の融資残高証明書（写し可）を添付して、原則として利子補給の算定期間の翌年の3月末日までに、「被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付請求書」に必要事項を記入して提出してください。
- 2 変更の届出
交付決定後に、金銭消費貸借契約を変更した場合は、「被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金変更届」に必要事項を記入して提出してください。

別記第2号様式の2（第6条第6項関係）

第 年 月 日
平成 年 月 日(〒 -)
住 所
(申請者名) 様財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付決定通知書兼確定通知書

平成 年 月 日付けで申請及び実績報告の利子補給金について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|----------------------|---|
| 1 | 利子補給決定番号 | 第 | 号 |
| 2 | 利子補給対象借入額 | 金 | 円 |
| 3 | 利子補給率 | | % |
| 4 | 利子補給期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | |
| 5 | 交付決定額及び確定額 | 金 円
(金 円) | |

<お知らせ>

- 利子補給金の交付決定額及び確定額について
()内の金額は、すでに交付した額です。
- 利子補給金の交付請求について
原則として、3月末日までに「被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給金）利子補給金現況届」に必要事項を記入して提出してください。
- 原則として、今後は給付方法を変更できません。

別記第3号様式（第6条第7項関係）

平成 年 月 日

市 町 村 長 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付決定者名簿

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第4条の規定に基づき、別紙のとおり交付することに決定したので通知します。

別記第3号様式の2（第6条第7項関係）

平成 年 月 日

市 町 村 長 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金一括交付決定（確定）者名簿

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第6条の規定に基づき、別紙のとおり交付することに決定（確定）したので通知します。

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

申請者 (〒 -)

住 所 _____

電話番号 () - () - () _____

^{ふりがな}
氏 名 _____ 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付請求書（兼実績報告書）

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を請求します。

1 利子補給決定番号 第 号

2 利子補給金の振込先（振込先は、申請者本人名義の口座に限ります）

金融機関名	支店名等	種 別	口座番号	口座名義人《カナ》
		普通・当座		注) カタカナで記載してください。

添付書類

- 金融機関が発行する前年12月末現在の融資残高証明書（写し可）
- 償還予定表の写し
- 通帳の口座番号、口座名義人（カタカナ）のわかる面の写し

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
030010		

別記第4号様式の2（第7条第1項関係）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

申請者 (〒 -)
住所 _____
電話番号 () - () - () _____
ふりがな 氏名 _____ 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金現況届

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1 利子補給決定番号 第 号 (年分)

2 利子補給金の振込先（振込先は、申請者本人名義の口座に限ります）

金融機関名	支店名等	種別	口座番号	口座名義人《カナ》
		普通・当座		注) カタカナで記載してください。

添付書類

通帳の口座番号、口座名義人（カタカナ）のわかる面の写し

3 報告事項

次に該当する場合は、別記第9号様式を併せて提出してください。

- (1) 復興資金を全部繰上償還し、借り換えした場合
- (2) 復興資金の対象となる住宅の所有権を移転した場合
- (3) 復興資金の対象となる住宅を自らの居住の用に供さなくなった場合
- (4) 復興資金の対象となる住宅を補給決定者の親族である被災者の居住の用に供さなくなった場合
- (5) 氏名を変更した場合

4 その他

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
030010		



別記第5号様式の2（第8条第1項関係）

補給決定番号	
--------	--

第 号
平成 年 月 日

（〒 - ）
住 所
（申請者名） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付通知書

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで届出のあった利子補給金について、下記のとおり交付するので通知します。

記

- 1 利子補給金の額 金 円
- 2 利子補給金の交付予定日 平成 年 月 日

別記第6号様式（第8条第2項関係）

平成 年 月 日

市 町 村 長 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付決定（確定）者名簿

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第6条の規定に基づき、別紙のとおり交付することに決定したので通知します。

別記第6号様式の2（第8条第2項関係）

平成 年 月 日

市 町 村 長 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付者名簿

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第6条の規定に基づき、別紙のとおり交付するので通知します。

補給決定番号	
平成	年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

届出者 (〒 -)
住所 _____
電話番号 () - () - ()
ふりがな
氏名 _____ 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金変更届

平成 年 月 日付け第 号で決定のあった利子補給について、被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を生じたので届け出ます。

記

- 1 変更内容
- 2 変更年月日 年 月 日

添付書類

変更内容を証明する書類（変更後の金銭消費貸借契約書の写し、償還予定表の写し等）

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
030010		

補給決定番号	
平成	年 月 日

(〒 -)
住 所
(申請者) 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金変更決定通知書

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日付け第 号で通知した利子補給の決定を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 利子補給対象借入額 金 円
- 2 利子補給期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 変更年月日 平成 年 月 日

別記第9号様式（第10条第1項関係）

（表）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

（〒 - ）

住所

電話番号 () - () - ()

ふりがな
氏名

印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
報告書

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補給決定番号
- 2 対象住宅所在地
- 3 報告事項（該当番号をマルで囲んでください。）
 - (1) 復興資金を全部繰上償還し、借り換えした
 - (2) 復興資金の対象となる住宅の所有権を移転した
 - (3) 復興資金の対象となる住宅を自らの居住の用に供さなくなった
 - (4) 復興資金の対象となる住宅を補給決定者の親族である被災者の居住の用に供さなくなった
 - (5) 氏名を変更した
- 4 事実発生日
- 5 理由

添付書類

報告事項を証明する書類（裏面参照）

(裏)
報告時添付書類について

① 復興資金を全額繰上償還し、借り換えした場合

ア 全額繰上償還に係る利息計算書等の写し
(全額繰上償還日が記載されているもの…※注)

イ 借換後のローンの契約書の写し

ウ 借換後のローンの償還予定表の写し

※注) 紛失等により利息計算書等がない場合は、金融機関から任意の様式にて全額繰上償還の事実を証明をしてもらう。通帳のコピーは不可。

② 復興資金対象となる住宅の所有権を移転した場合

ア 建物の登記事項証明書の写し(所有権移転後のもの。)

③ 復興資金の対象住宅を自らの居住の用に供さなくなった場合

(1) 一時的ではない場合

ア 住民票の写し(新たな居住地と移転年月日が記載されているもの)

(2) 転勤等による一時的な移転の場合

上記アもしくは、下記イ及びウ

イ 公共料金の領収書の写し(新たな居住地、氏名が記載されている箇所)

ウ 転勤発令を証明する会社が発行した書類等の写し(様式等は問わない。転勤発令の事実を確認できるものであればよい。)

④ 復興資金の対象住宅を補給決定者の親族である被災者の居住の用に供さなくなった場合

ア 住民票の写し(対象住宅に居住していた補給決定者の親族である被災者全員の分が記載されたもの。新たな居住地と移転年月日が記載されているもの。)

⑤ 氏名を変更した場合

下記アからエのいずれか一つ。

ア 戸籍の写し

イ 住民票の写し(旧姓と新姓が記載されているもののみ)

ウ 免許証の両面の写し(氏名変更の裏書きがされている場合に限る)

エ 市町村長が氏名変更を証明(確認)した旨の記述がある書類



別記第 10 号様式（第 14 条関係）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長 様

申請者 (〒 -)
住 所 _____
電話番号 () - () - () _____
ふりがな
氏 名 _____ 印

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金補給方法変更届

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金について、要綱第 6 条第 2 項の規定による利子補給を受けたいので届け出ます。

記

- 1 補給決定番号
- 2 利子補給対象借入額 金 円
- 3 利子補給期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

第 年 月 日
平成

(〒 -)
住 所
(申請者)

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定した利子補給金について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 取消額 金 円
- 2 取消理由
- 3 取消内容
- 4 返還期限 平成 年 月 日
- 5 その他

利子補給金を返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

第 年 月 日
平成

(〒 -)
住 所
(申請者)

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理 事 長

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）
利子補給金終了通知書兼交付決定取消通知書

被災者住宅支援対策事業（被災者住宅復興資金利子補給）利子補給金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、平成 年 月 日付け第 号で交付決定した補給決定番号 の利子補給について下記のとおり終了し、交付決定を取り消したので通知します。

記

1 終了理由

2 終了年月日 平成 年 月 日

3 取消内容

※以下は交付決定の取消しについて、利子補給金の返還が生ずる場合に記載する。

4 取消額 金 円

5 返還期限 平成 年 月 日

6 その他

利子補給金を返還期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。